

○ 諸外国における犯罪被害者等への損害回復・経済的支援制度の概要

国名	日本	アメリカ	イギリス (イングランド、ウェールズ、スコットランド)	フランス	ドイツ
制度	犯罪被害給付制度	犯罪被害者補償制度	犯罪被害補償制度	国家補償制度	犯罪被害者補償制度
所管	警察庁	連邦司法省	司法省	テロ行為及びその他犯罪の被害者補償基金 犯罪被害者補償委員会	連邦労働・社会省
対象	人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失犯を除く)により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない犯罪被害者又はその遺族に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、見舞金的な性格の給付金を支給するもの	・殺人事件の遺族 ・暴力犯罪の被害者 ・飲酒運転や家庭内暴力等の特定の犯罪による被害者	関連する場所で行われた暴力犯罪の直接の被害者であることに直接起因する犯罪被害を受けた場合	・人に対する重大な侵害(死亡)(永続的な身体機能障害、1か月以上の完全労働不能)(強制性交、性的攻撃又は未成年者に対する性的侵害、人身売買) ・人に対する軽度な侵害(1か月未満の完全労働不能)又は物に対する侵害	自己又は第三者に対する故意による違法な暴力行為
支給基準	・遺族給付金:犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出 ・重傷病給付金:負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額+休業損害を考慮した額 ・障害給付金:犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出	・身体的損傷に起因する医療費(カウンセリング費用を含む) ・身体の傷害に起因する逸失利益 ・死亡に起因する葬儀費用 等	暴力犯罪の結果として生じた傷害や影響による(上限50万ポンド[約7049万円]) ・傷害手当金 ・逸失利益 ・特別経費 ・遺族給付金 ・児童手当 ・扶養手当 ・葬儀の支払 ・死亡時のその他の支払	・人に対する重大な侵害:上限なし ・人に対する軽度な侵害又は物に対する侵害:上限4342ユーロ[約55万円]	健康上及び経済上の被害の規模による
総件数	(2021年度) 288件(支給裁定に係る被害者数)	(2020年度) 217,368件(請求数)	(2020年度) 14,188件	(2020年) 15,004件	所管庁で把握せず
総額	約10億887万7000円	3億6771万171米ドル [約379億356万円]	1億5193万1221.9ポンド [約214億1926万円]	3億1020万ユーロ [約391億4414万円]	(2020年) 約3億7900万ユーロ [約478億2601万円]
平均額	約350万3000円	約1692米ドル [約17万円]	約1万708ポンド [約151万円]	約2万674ユーロ [約261万円]	所管庁で把握せず
財源	国家予算(一般財源)	基金(連邦レベルの罰金や科料、寄付金等)等	国家予算(税金)	基金 (個人の損害保険契約からの分担金、資産運用益、加害者からの求償)	連邦予算40%、州予算60%
損害賠償との調整	調整あり	調整あり	調整あり	調整あり	調整あり
犯罪認知件数 ㊦殺人 ㊧傷害 ㊨強盗 ㊩強制性交等・強姦わいせつ	(2021年) ㊦874件(未遂を含む) ㊧18,145件(うち致死63件) ㊨1,138件(致死傷を含む) ㊩5,671件(致死傷を含む)	(2019年) ㊦16,425件 ㊧821,182件 ㊨267,988件 ㊩139,815件	(2021年度)(スコットランドは含まず) ㊦1,740件(うち未遂1,030件) ㊧565,573件 ㊨66,288件 ㊩194,683件	(2021年) ㊦1,026件 ㊧306,700件 ㊨260,900件 ㊩75,800件	(2021年) ㊦2,091件(うち未遂1,545件) ㊧483,703件(うち致死等71件) ㊨14,556件(うち致死2件) ㊩46,477件(うち致死等3件)
備考			刑事裁判所は、有罪判決時に賠償命令を科すことができ、支払わない者を追跡し、刑事罰や金銭的罰則の回収を確実にするために様々な手段を用いて権限内のあらゆる手段を尽くす。	補償条件を満たさず、刑事裁判所で損害賠償を認める確定判決を得ている場合、別途補償支援を行う制度(1000ユーロ[約13万円]以下は全額、1000ユーロ超のときは賠償金の30%(最高3000ユーロ[約38万円]))がある。	

※ 換算レートは、2021年1月4日現在(1米ドル=103.08円、1ポンド=140.98円、1ユーロ=126.19円、1豪ドル=79.26円、100ウォン=9.51円、1クローネ=12.04円、1クローナ=12.56円)を採用

※ 平均額につき、回答が得られなかった場合には、総額を総件数(請求数・申請数しか判明していない場合は同数)で除した数字を記載

※ 犯罪認知件数につき、刑罰法令が異なることから、各件数は、日本における㊦ないし㊩の罪名に相当し得る、あるいは、類似の犯罪の件数を記載

国名	イタリア	オーストラリア (ニューサウスウェールズ州)	韓国	ノルウェー	スウェーデン
制度	マフィア型犯罪及び故意による暴力犯罪の被害者のための連帯制度	NSW州犯罪被害者支援制度	犯罪被害救助金制度	暴力犯罪被害者補償制度	犯罪被害補償制度
所管	マフィア型犯罪及び故意による暴力犯罪の被害者のための連帯委員会等	NSW州コミュニティ司法省	法務部	法務公安省等	犯罪被害補償庁
対象	故意による自然人に対する暴力を伴う犯罪により ・死亡した場合 ・重傷若しくは極めて重傷の場合	暴力犯罪	故意犯罪により ・死亡した場合 ・重傷を負った場合 ・障害が残った場合	生命、健康又は自由を脅かす犯罪により ・個人の負傷 ・遺族	制限なし
支給基準	・殺人:5万ユーロ[約631万円]+医療費(上限1万ユーロ[約126万円]) ・性暴力、極めて重大な障害:2万5000ユーロ[約315万円]+医療費(上限1万ユーロ[約126万円]) ・その他:医療費等(上限1万5000ユーロ[約189万円])	・殺人:経済的に依存している家族・18歳未満の子供1万5000豪ドル[約119万円]、両親・配偶者等7500豪ドル[約59万円] ・重大な性的暴行:1万豪ドル[約79万円] ・重傷を伴う暴行、性的暴行:5000豪ドル[約40万円] ・性的暴行未遂:1500豪ドル[約12万円]	基準金額×月数×倍数 ・基準金額:被害直前3か月の平均所得又は日雇い労働者月平均賃金 ・月数:死亡の場合は24~28か月、重傷害の場合は診断書上の月数、障害の場合は等級別に4~40か月 ・倍数:死亡の場合は遺族の数等により1/6~6/6、重傷害・障害の場合は家族の数等により3/6~6/6	国民年金基本額の60倍の額まで支給	i 心身に対する傷害による損害:社会保険基準額の20倍の額まで ・医療費、弁護士費用その他費用・逸失利益 ・苦痛・恒久的に残る傷害 (死亡の場合:葬儀費用その他費用、逸失利益、死亡により被害者と特に親しい関係にあった者に及ぼした損害) ii 人の尊厳に対する侵害:上限なし iii 財産の滅失(特別な場合のみ):社会保険基準額の10倍の額まで
総件数	(2021年) 424件(申請数)	(2020年度) 9,900件	(2021年) 202件	(2021年) 2,765件	(2021年) 4,040件
総額	487万9373.92ユーロ [約6億1573万円]	4330万豪ドル [約34億3196万円]	97億9214万7000ウォン [約9億3123万円]	4億5917万523クローネ [約55億2841万円]	約1億530万クローナ [約13億2257万円]
平均額	約1万1508ユーロ [約145万円]	約4374豪ドル [約35万円]	約4847万5975ウォン [約461万円]	14万3625クローネ [約173万円]	約2万6059クローナ [約33万円]
財源	基金 (国家予算からの拠出あり)	不明	基金	国家予算	国家予算(税金)
損害賠償との調整	調整あり	調整あり	調整あり	調整あり	調整あり
犯罪認知件数 ㊦殺人 ㊧傷害 ㊨強盗 ㊩強制性交等・強制わいせつ	(2021年) ㊦301件 ㊧58,789件(うち致死30件) ㊨22,086件 (2020年) ㊩4,134件	(2021年4月~2022年3月) ㊦60件 ㊧60,042件 ㊨1,704件 ㊩14,065件	(2021年) ㊦658件 ㊧29,945件(うち致死70件) ㊨495件(うち致傷149件、致死16件) ㊩19,225件(うち致傷414件、致死1件)	(2021年) ㊦23件 ㊧1,629件 ㊨約750件 ㊩8,006件	(2021年) ㊦1,401件(うち未遂993件) ㊧82,391件 ㊨7,301件 ㊩10,349件
備考				補償金を支払うと、国が加害者に対する損害賠償請求を引き継ぎ、回収はノルウェー国家回収庁が行う。	強制執行庁は、債権者からの申請を受け、債務者の支払能力を調査し、支払能力がある場合には、債権が回収できるよう取り計らう。

※ カナダ(オンタリオ州)につき、調査を行ったところ、基金等を財源として葬儀代、現場清掃費、負傷にかかる補助等を支給する被害者支援制度が存するとの回答が得られたが、件数及び額等の回答が得られず